平成２９年（フ）第５４４４号
東京都江戸川区江戸川３丁目12―14―201
債務者　菅野　正巳
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５４４８号
東京都大田区千鳥１丁目15―８―207
債務者　太田　光也
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５４５１号
東京都新宿区西新宿８丁目８―24―302
債務者　マギー　リン　メイ　チ
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５４６２号
東京都中野区大和町１丁目８―６―102
債務者　金子　幸弘
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５４６４号
東京都足立区日ノ出町23―13―201
債務者　松本　伸六
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２６７号
静岡市駿河区池田683番地の２　メゾンとおるＢ101、旧住所静岡市駿河区下島190番地の２　アーバニティ小澤205
債務者　岩科　友理
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２７３号
静岡県島田市横井３丁目２番20号　プランドールアセットＢ棟102号室
債務者　森田　照男
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第３８号
福岡県糟屋郡志免町志免中央３丁目７番16―202号
破産者　後藤　博和
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８５６号
福岡県福岡市南区長丘４丁目７番15号
破産者　医療法人孝和会
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５７号
相模原市中央区矢部１丁目10番17―305号
破産者　有限会社三友エンジニアリング
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１４３号
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋686―11、商業登記簿上の本店所在地福岡市東区多の津４丁目８番９号
破産者　株式会社ファインコーポレーション
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６８号
福岡市早良区大字脇山583番地
破産者　オーダーキッチン有限会社
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５６９号
福岡県朝倉郡筑前町安野103番地21
破産者　トラベル・テースト・ジャパン株式会社
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６４１号
福岡市中央区今泉１丁目21番３号２階
破産者　ＦＧブランド株式会社
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３２２号
滋賀県草津市野路１丁目12番11号
破産者　株式会社ソーシャル
1　決定年月日　平成29年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３２５号
滋賀県栗東市御園2626番地
破産者　株式会社弘伸
1　決定年月日　平成29年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１９号
広島県安芸高田市向原町戸島1916番地
破産者　株式会社日進建設
1　決定年月日　平成29年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所三次支部

平成２７年（フ）第３４５号
静岡県伊東市川奈1290番地の100
破産者　有限会社田中建設
1　決定年月日　平成29年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

破産手続終結

平成２８年（フ）第５８号
山梨県中巨摩郡昭和町押越717番地11
破産者　株式会社オートプランニングＳＨＯＷＡ
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
甲府地方裁判所民事部破産係